

一宮町デマンド交通運行計画の経緯

* デマンド交通とは・・・利用者があらかじめ電話などで乗車を「要請」することにより利用できる交通手段

●一宮町ひとり暮らし老人等通院介助事業 **【無償運送】**
交通手段のないひとり暮らし老人及び介護機能が低下している高齢夫婦等の月4回まで通院の送迎。
(平成12年4月1日～運行開始)

■巡回バスの要望
《老人クラブから巡回バス運行の要望があり、町内移送サービスについてアンケート調査・検討。》
【平成13年5月～11月】

●にこにこサービス《一宮町通院介助事業》 **【無償運送】**
交通手段のない高齢者や身体の不自由な方の月4回までの通院及び駅までの送迎。
(平成14年4月1日～運行開始)

■巡回バスの要望
《町民から巡回バス運行の要望。要望理由としては、子供から高齢者までの交通手段の確保、観光・商業活性化・CO2削減。》
【平成20年4月】

■一宮町地域公共交通活性化協議会設置
運行数が削減されている一宮町のバス事情を踏まえ、今後さらに進む高齢化社会を想定すると現在の公共交通体系、交通空白地域を調査し、本町の実情にあった公共交通の手段を確保する必要があり、その調査事業を取り入れるため、協議会を設置。
【平成21年2月13日】

●デマンド交通試験運行(平成22年秋頃から開始)
住民説明会・パブリックコメントの実施
【一般旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条)を持つ交通事業者へ委託】 **【交通事業者へ委託の有償運送】**
《住民誰もが利用でき、予約に応じ町内どこへでも「ドアtoドア」で送迎し、利用者の負担とならない片道200～300円の有料化》
(一宮町全体の公共交通活性化を図ることを目的とし、住民全員を対象として有償運送を計画した。)
(平成22年2月27日)住民説明会 (平成22年2月10日～3月1日)パブリックコメント

■町民からの意見・要望
・便利で無料の『にこにこサービス』と親切な運転手さんを残してほしい。

【市町村有償運送】を行う方法を検討。

- ① 市町村運営有償運送 (道路運送法施行規則第49条第1号)
(市町村直営による当該市町村内の交通空白区域において行なう住民の有償運送)
《問題点》「路線を定めて運行する。」ことから完全な「ドアtoドア」とはならない。
- ② 福祉有償運送 (道路運送法施行規則第49条第3号)
(社会福祉法人等直営による身体障害者等の有償運送)
《問題点》利用対象者が身体障害者等だけに限定される。
- ③ 過疎地有償運送 (道路運送法施行規則第49条第2号)
(社会福祉法人等直営による過疎地域、その他これに類する地域において行う当該区域内の住民の有償運送)
《問題点》一宮町は法に基づく過疎地域ではなく、またこれに類する地域として該当しない。

《検討をした結果、まずは高齢者を中心に買物や通院等の交通手段が必要と考え、そのためには「ドアtoドア」で運行することが必須条件と考え、又「にこにこサービス」を残してほしいという住民の意見に重きをおき、現行の「にこにこサービス」の拡大を視野に入れ検討》

●新にこにこサービス《一宮町外出支援事業》 **【無償運送によるデマンド交通】** (平成22年10月1日～)

にこにこサービスから新にこにこサービスに移行する。(社会福祉協議会へ委託)
《65歳以上の方と身体障害者の方を対象とし、予約に応じ町内どこへでも「ドアtoドア」で送迎し、無償で月4回まで利用できる。》
(にこにこサービスと親切な運転手を残し、シルバー人材センターを活用することにより比較的経費を安く運行し、高齢者の雇用の確保、持続性を高める効果が期待できる。)

★23年度秋以降については、試験運行の結果、反響、又制約条件の変化等機会をみて今後検討していく。